

第23回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日時：平成19年2月23日(金) 10:50～11:33
2. 場所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、外園委員長代理、雨宮委員、飯田委員、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大河内委員、小町谷委員、長岡委員、平澤委員、山本委員
4. 議事次第
 - (1) 委員長の互選等について
委員長の互選
委員長代理の指名
 - (2) 独立行政法人の見直し等の動きについて
 - (3) 独立行政法人北方領土問題対策協会の長期借入金・償還計画について
 - (4) 独立行政法人北方領土問題対策協会の業務方法書の一部変更について
 - (5) 独立行政法人国民生活センターの中期目標期間終了時の組織、業務全般の見直しのための取組について
 - (6) 独立行政法人国立公文書館の業務方法書の一部変更について

5. 議事

豊田政策評価広報課長 ただいまから、第23回「内閣府独立行政法人評価委員会」を開催させていただきます。本日の委員会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしております、有効に成立しております。大森委員長の任期が2月14日で満了しておりますので、新たに委員長が互選されるまでの間、事務局の方で議事の進行を務めさせていただきます。

まず、恐縮でございますけれども、皆様お手元でございます、資料1をごらんいただきたいと思っております。

1月9日に防衛省が設置されたことによりまして、駐留軍等労働者労務管理機構の主務大臣が、内閣総理大臣から防衛大臣に代わりましたので、駐留軍等労働者労務管理機構分科会が廃止され、内閣府の評価委員会はこの資料1にありますとおり14人で4分科会を構成することになりました。

これに伴いまして、これまで務めていただきました東海委員と大沢委員が防衛省に移られ、更に朝倉委員と出塚委員が御退任されることになりました。また、大森委員、外園委員、加藤委員の3名の方につきましては、去る2月14日で任期が満了いたしました。引き続き御就任いただけることとなりました。各委員におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に4分科会体制となり、分科会の委員構成が変わり、今まで駐留軍等労働者労務管理機構分科会を担当されておられました、大森委員、小町谷委員に北方領土問題対策協会分科会を、

雨宮委員に国立公文書館分科会をそれぞれ御担当いただくことになりました。どうぞよろしく願
いいたします。

次に評価委員会令第4条第1項によりまして、改めて委員長を互選していただく必要がござい
ます。御賛同いただければ、委員長には大森委員に引き続きお願いできればと思いますが、いか
がでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

豊田政策評価広報課長 ありがとうございます。それでは、皆様に御賛同いただきましたので、
引き続き大森委員に委員長をお願いいたします。

それでは、大森委員長には委員長席にお移りいただき、議事の進行をお願いしたいと思いま
す。

(大森委員長、委員長席へ移動)

大森委員長 よろしく願います。

あらかじめ委員長代理を、4条3項によりまして指名することになっておりまして、今まで本委員
会も分科会のことについてもよく事情がわかっておいでになります、外園委員に恐縮ですがれ
ども委員長代理をお願い申し上げたいと思えますけれども、御賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大森委員長 ありがとうございます。それでは、外園委員、こちらへ移動していただけるよう
に願います。

(外園委員長代理、委員長代理席へ移動)

大森委員長 外園委員長代理から、一言お願いします。

外園委員長代理 私も大森委員長と一緒に就任したので、辞めるときは朝倉、出塚、大森委
員と一緒に辞めたいと思っておりました。しかし、このようなことになりましたので、どうかよろしく
願います。

大森委員長 それでは早速議事に入らせていただきます。最初は、独立行政法人の見直し全
体に動きがございまして、昨年11月27日に総務省の評価委員会の方から勧告の方向性及び年
度評価の二次意見が出されておりますので、まずこの年度評価の二次意見につきまして、事務
局から御説明いただきます。

豊田政策評価広報課長 それでは、事務局の方から説明させていただきます。大変恐縮で
ございますが、お配りしている資料2をごらんいただきたいと思います。

資料2は、昨年11月に総務省の政策評価独立行政法人評価委員会から出された意見につ
きましてまとめたものでございます。Iは、北方領土問題対策協会の勧告の方向性について記載さ
れたものでございまして、この部分につきましては、この後、北方対策本部より説明がございま
すので、恐縮でございますが、1ページおめくりいただきたいと思います。

3ページ目をごらんいただきまして、IIと書いてあるところに、平成17年度の業務実績評価に対
する意見について記載されておりますので、概略を説明させていただきます。

まず、法人ごとの個別の意見でございますけれども、これにつきましては、今後それぞれの分
科会におきまして、平成18年度の業務実績評価を行っていただくこととなりますので、詳しい説
明はそちらの場に譲りたいと思えますけれども、1例を挙げますと一番上のところでございま
すけれども、国立公文書館ですと評価項目とされた事項を検討したことを評価しているものにつ
いては、検討したという事実だけでなく、検討結果や検討の進捗状況についても把握した上で評価を

行うべきといった意見が出されております。

以下、説明は省略させていただきます。

また、3ページの下から4ページにかけてでございますけれども、といたしまして、所管法人共通の意見が出されております。具体的に申し上げますと、3ページの下に書いてございますけれども、人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等について、厳格な事後評価を行うべきであること。

4ページ、2番目といたしまして、随意契約の見直しの取組状況等については、一般競争入札の拡大、契約内容の見直し等の取組状況等について評価を行うべきであること。

その下でございますけれども、コスト削減等を図る観点から「市場化テスト」の導入を視野に入れた評価を行うべきであること。

こういった意見が出されております。

このうち、特に随意契約の見直しの取組状況等に関しましては、本年に入りまして2月16日付で、総務省行政評価局長より随意契約の適正化のための事後評価を実施されたい旨、改めて要請が出されております。

以上が総務省の評価委員会より出された二次意見でございますけれども、今後、平成18年度の業務実績評価や中期目標期間終了時の見直しを行っていただくに当たりまして、これら二次意見も踏まえつつ評価を行っていただければと思っております。

以上です。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、各分科会でただいまのような御指摘を踏まえまして、作業をやっていただけるようお願い申し上げます。

それでは、今、御説明がございました、北方領土問題対策協会に関係いたしまして、昨年11月2日に本委員会におきまして粗々のことについて御報告をいただいたんですけれども、細部の詰めについては内閣府の方に一任することになっておりましたので、本日北方対策本部からこの協会の最終的な見直しの内容について御報告いただきまして、審議を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

山本北方対策本部参事官 北方対策本部の方から御説明させていただきます。資料7でございます。今般、いわゆる行政改革推進法などに基づきまして、総務省の方からの勧告の方向性等を踏まえまして、北方領土問題対策協会の組織及び事業、特に融資等の業務につきまして、次期中期目標期間、20年度から24年度に向けまして、真に独立行政法人において行うべき事務・事業だけを効率よく行うという体制を目指して、以下のような見直しを行うことになったところでございます。

まず、第1のメインとなる融資業務でございますが、法人資金について平成20年度当初から貸し付けを停止する。生活資金、更生資金、修学資金、住宅改良資金について、債権回収を強化するとともに、貸付条件の厳格化を図る措置を平成19年度当初から実施するということから、まずは取り組んでまいりたいと思います。

次に住宅新築資金でございますが、その償還期限の長さ、あるいは貸付額の多さから、北方領土問題対策協会の長期借入金金の増加の要因になっているわけですが、一方、さきの臨時国会におきまして、議員立法で貸付対象者の範囲が拡大するといった法改正も行われたばか

りということもございまして、主要な融資項目を廃止するようななかなか急進的なことはできませんので、次期中期目標期間におきましては、その在り方について関係者からの意見を聴取した上で、その方針を決定するべく検討を行いたいと思っております。

その辺までは、11月の委員会の場でも説明した点でございます。

こうした個別具体の措置に加えまして、融資業務全体をどうするかという観点から、一番最後の段落ですけれども、すべての貸し付け資金について、必要性等の再検証とか、貸付残高の増加の抑制を図ること等、国からの利子補給金抑制策についての検討を行っていく予定でございます。

第2のところでございますが、これも北方領土問題対策協会の主要な任務の1つでございますが、業務の目的及び北方領土問題対策協会が担う任務・役割との関係を明確にすること、事業成果の具体的かつ定量的な評価について、成果の低い事業や必要性の低下した事業については、積極的に見直し、改廃を図ることなどを考えております。

調査研究業務の方につきましては、他の多くの研究機関や大学等でも容易に可能な業務については、その在り方を見直し、政府の施策に寄与するという観点をより重視しつつ、その活用方法について検討することとしております。

この辺は、大筋は11月の際と変わってはおりません。

2ページ目、第3のところです。既に昨年春から閣議決定に基づいて決められているところですが、平成22年度までの5年間において5%以上の人員削減を行うということで、19年度末、22年度末に各1名削減する。それとともに、一般業務勘定及び貸付業務勘定の各勘定の計上方法等の再検証等の取組みを行ってまいります。

札幌の事務所を移転することというのが、11月の委員会でもご説明させていただいたのですが、この後これを20年度内に行うとともに、主たる事務所(東京本部)を19年度内に移転することというのが、追加で盛り込まれました。

「第4 その他の業務全般に関する見直し」というところは、文字はいっぱい書いてありますけれども、これは勧告の方向性などによりまして、独立行政法人に横並びで一律に記載した部分でございまして、こういった方向で事業を遂行していきたいと思っております。

以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。

何か御質問、御意見等ございますか。どうぞ。

外園委員長代理 事務所を移転ということですが、どこに移転するのですか。

山本北方対策本部参事官 これからの検討ですが、東京本部を東京都内のどこかへ、一般管理費の縮減という意味で行うということが1つと、札幌事務所の方の移転も適当なところを探すということでございます。

外園委員長代理 札幌市内で探すということですか。

山本北方対策本部参事官 今のところその方向で考えております。

外園委員長代理 縮減するというのは、家賃の安いところを探すということですか。

山本北方対策本部参事官 そうですね。一般管理費を削減しなさいと言われていて、なかなか苦しいところですが、少しでも努力するというところで、財務省等々のお話の中で、こういう形でおさましたところでございます。

大森委員長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、北方領土問題対策協会の19事業年度の長期借入金、償還計画及び業務方法書の一部変更がございますので、これについて御説明いただきます。

井上北方領土問題対策協会理事長 それでは、案件の説明に先立ちまして、北方領土問題対策協会について一言だけ御説明させていただきたいと思います。

今の見直しでもごらんになりましたように、大変小さい組織だということが1番目であります。

2番目は、小さい組織でありますけれども、啓発、言わば広報業務みたいなもの、それからここにもありましたように、貸付という形で金融業のようなもの。

ここには書いてございませんけれども、今、4島との住民交流をやっていますが、毎年数百人の規模で交流をしております。船の傭船から宿屋の手配まで、広告代理店みたいなこともやっています。

1番目は非常に小さいということ、2番目にはにもかかわらずたくさんの業種をやっているということ、3番目は目的とすることがかなり特殊だということだと思えます。

いずれにしても、独立行政法人としては規模の面においても、収入構造の面においても、あるいは業務の内容においてもかなりマージナルな存在かなと思っております。そういう意味でも、評価委員の方々には、いろいろな面で御呻吟悩ましたところもあるかと思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

今日の案件は、法律の施行事務として行っています貸付業務の中で、主務大臣の認可事項に係るもの2件について御説明させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

長尾の方から説明させていただきます。

長尾北方領土問題対策協会専務理事 資料8の長期借入金、資料9の業務方法書の一部変更、この2つについて御説明させていただきます。

今お話がございましたように、長期借入金につきましては、私ども融資業務を行っておりますが、その財源を長期借入金で賄ってございます。

まず最初に内容の説明に入ります前に、この長期借入金との関連での貸付枠でございますが、業務方法書では、その限度額が14億円となっておりますが、昨年12月の予算内需の段階で、財務省の方から貸付金の17年度実績、あるいは18年度の状況というものを踏まえまして、19年度の貸付枠につきまして、当初4億円を留保して10億円とする。その10億円につきましては、改めて財務省と協議するという指示がございまして、今回の御説明につきましては、長期借入金と償還計画については、留保枠4億円を引いた10億円を前提とした契約としてございます。

なお、貸付金が10億円を超えるような見込みが出てきた場合には、改めて検討の手続をさせていただきますこととなりますので、御了承をお願いしたいと思います。

それでは、資料8の長期借入金・償還計画について、簡単に御説明を申し上げます。

借入を必要とする理由につきましては、貸付財源ということでございまして、総額で15億5,000万円、その内訳でございますが、私ども担保を出している部分と無担保の扱いのものがございまして、いわゆる有担保扱い分については2億4,830万円、無担保扱いについては13億170万円という内訳になってございます。借入の予定先でございますが、4金融機関でございます。

借入の利率でございますが、有担保扱いにつきましては、定期預金をしてございますので、その利率にプラス0.5%をオンした額で、現在では0.8%。無担保扱いについては、長期プライムレートでやってございまして、今は2.30でございますが、この率につきましては、借入時での利率を適用させていただきます。

なお、借入金の償還の方法、期限につきましては、年賦元金均等償還で、翌年度の第1回償還日より7年以内ということで、以下6番目が支払方法及び期限でございます。

次のページが償還計画でございますが、細かい説明は避けさせていただきますが、それぞれ残高との関係で見えますと、2番目に長期借入金の償還方法及び期限と書いてございますが、これは現時点で元金均等7年年賦償還しようとした場合に、20年度を1年目といたしまして26年度、それぞれこういう内訳で15億5,000万円の償還計画を立ててございます。

実際の借入につきましては、この額を満額借りるという意味ではなくて、そのときどきの資金の状況に応じて効率的にやっていくような仕組みにしております。これが長期借入金でございます。

次の資料9の業務方法書の一部変更でございますが、これにつきましては、業務方法書の中の利率の関係でございますが、下の方に貸付利率の変更というところがございまして、これにつきましては、平成18年3月の評価委員会で、貸付利率の設定方法について御了解をいただいております。これは別紙1に書いてございます。簡単に申し上げますと、最終的にはそれぞれ住宅資金はフラット35、事業資金については漁業近代化資金、又は経営資金、それから国民生活金融公庫の経営改善資金といったものを基準にいたしまして、最終的にはその8掛けの利率にするということで御了解をいただいておりますが、激変緩和と申しますか、一度にそうすることがないように、今、順次段階的に変更してまいりました。その段階的な変更の方法といたしましては、別紙2の3番目のところを見ていただければおわかりになりますが、平成18年4月、7月、10月、平成19年1月、4月という形で、段階的に変更してまいりまして、今回の4月が段階的変更の最終の期限の時期になってございます。

この4月1日から、それぞれの資金の8掛けの基準での利率の設定をしてまいりたいと考えてございます。

なお、住宅資金については、今のところフラット35の利率の変更が3月5日前後に発表される予定になってございますので、その時点で改めて文章等により正式に委員の皆様方に御意見をちょうだいしたいと考えてございます。

他の資金につきましては、それぞれの現在のところ、この1ページ目に書いてございますように、事業資金が基準としている漁業近代化資金の利率1.9%、経営資金が基準としている国民生活金融公庫の経営改善資金の利率が2.1%となっておりますので、それに基づいて当協会の利率を事業資金については1.52%、経営資金については1.86%に変更させていただきたいと考えてございます。

なお、見直しは、4月1日を考えてございますので、よろしく願いたいと思います。

以上でございます。

大森委員長 御苦労様でした。何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特段になれば了承するといたしますので、引き続き頑張ってやっていただければと思います。御苦労様でございました。

(北方領土問題対策協会関係者退室)

(国民生活局関係者入室)

大森委員長 それでは、次に国民生活センターの件についてお諮りを申し上げたいと思います。

国民生活センターの中期目標期間が、平成19年度末で終了いたします。したがって、組

織・業務全般の見直しのための取組みについて、まず事務局から御説明いただきまして、そして仮評価の仕組みについて御了解いただければ、分科会で作業を進めさせていただくという手順でございます。

それでは、御報告をお願いします。

豊田政策評価広報課長 それでは、事務局の方から説明をさせていただきます。

ただいま大森委員長からお話ございましたけれども、今後国民生活センターにつきましては、平成19年度が中期目標期間の最終年度に当たりますので、このため評価委員会において中期目標期間終了時の見直し、すなわち仮評価というものを行っていただくこととなります。

大変恐縮でございますが、資料10-1をごらんいただきたいと思います。「中期目標期間終了時に向けた独立行政法人の見直しの概要」といったタイトルになってございますけれども、この資料の一番上のところでございますけれども、中期目標期間最終年度、すなわち本年8月末のタイミングになりますけれども、そのところに主務大臣は各府省評価委員会の意見を踏まえ、組織・業務全般の見直し案を作成し、予算等を要求とあります。

これを受けまして、本年8月末までの間に評価委員会としての意見をまとめていただくこととなります。

そこでお諮りしたい点が2点ございます。

1点目でございますけれども、中期目標期間終了時の見直しについては、評価委員会での審議項目ということになっておりますけれども、分科会におきまして、平成18年度の業務実績評価を行っていただくこととなりますので、それに合わせまして、まずは分科会で原案を作成いただき、それを全体の評価委員会で御審議の上、決定していただくといった手順を取らせていただきたいと思いますけれども、そのような手順でよろしいかお諮りしたいと思います。

また、お諮りしたい点の2点目でございますけれども、資料10-2をごらんいただきたいと思います。これは、仮評価を行っていただく際の様式になりますけれども、これまでの例にならい、各独立行政法人の年度評価の総合評価表を基に作成してございますけれども、このような様式で仮評価を行うということではよろしいか、併せてお諮りしたいと思います。

よろしく願いいたします。

大森委員長 そういうことでございますけれども、何かお気づきの点ございますでしょうか。従来とそんなに大きく変わることはございませんので、従来のやり方を踏襲していただくことだと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

今までもそうでございますけれども、私どもの委員会としては、夏ぐらいに業務全般の見直しについて意見をまとめなければいけませんけれども、今、御説明ございましたように、国民生活センター分科会におきまして、仮評価の原案をつくっていただきまして、本委員会に御提案いただくと、従来もそういうやり方を取っているものですから、その際、今お手元でございますような、仮評価表、こういう項目で御提出いただくようなことでよろしいかどうかということをお諮り申し上げたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

山本先生もこれでよろしいでしょうか。

山本委員 確認ですが、従来の仮評価はこういう形で実施されてきたということではよろしいのでしょうか。

豊田政策評価広報課長 はい。従来のとおりでございます。

山本委員 わかりました。それでは、その線に従ってやらさせていただきます。

大森委員長 それでは、その旨、分科会の方でよろしくお願い申し上げたいと思います。この点についてはよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 それでは、そういうふうにさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

次に国立公文書館をお願いいたします。

(国民生活局関係者退室)

(国立公文書館関係者入室)

大森委員長 それでは、国立公文書館の業務方法書の一部変更がございますので、まずこれについて御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

田口管理室長 管理室長の田口でございます。それでは、お手元の資料 11 をお出しいただきまして、標題「独立行政法人国立公文書館の業務方法書の一部変更について」を説明させていただきます。

まず変更の趣旨でございますが、国会等の場におきまして、国立公文書館が保存する歴史公文書等の公開について議論がなされたことを、一つのきっかけといたしまして、これを機会に国立公文書館に今、置かれてございます有識者会議の機能を充実させていただきまして、そこで歴史公文書等の一般の利用の制限、これはいわゆる公文書等の公開・非公開に関する重要事項でございますが、これについて、この有識者会議に諮ることなどの措置を講ずるための業務方法書を変更するものでございます。

中身につきましては、3枚目をお開きいただきますと、現行の業務方法書が右側、変更後が左側でございます。下線を引いてあるところをごらんいただければと思います。

まず、従来も有識者による会議の規定が、第13条に掲げておりましたが、これに諮ることができる事項としては、国立公文書館が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関する重要事項ということで、非常に抽象的に書いてございましたが、左が変更後でございますけれども、次の各号に掲げる事項についてということで、具体的に列記することにしておりますとともに、必ず諮らなければいけないという形にしております。その第1項におきまして、国立公文書館が保管する歴史公文書等の一般の利用の制限に関する重要事項ということで、ここで文書の公開・非公開に関する重要事項について諮ることにしております。

もう一つの変更点でございますが、この13条第2項は新しく入れたところでございますが、有識者の選出基準、いわゆる有識者は公文書館制度及び行政、法律、歴史、その他の識見を要する者のうちから館長が委嘱するということで、有識者が備えるべき識見を明記したということでございます。

それから、主な変更点は第4項でございますが、館長が有識者の委嘱をしたときは、内閣総理大臣に届け出るものとするところが変更点でございます。

したがって、有識者が委嘱された場合は、このメンバーを総理大臣に届けるということでございます。

最初の紙に戻っていただきまして、今後のスケジュールでございますけれども、本日これについて御審議いただきまして、もし了承していただけるということでありますれば、3月に業務方法書の変更の認可をさせていただきます。4月から変更の施行をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。

ちょっと気が付いたことを伺いますけれども、歴史公文書等の一般の利用の制限に関する重要事項で、御説明は公開・非公開について諮るんですけれども、文言上は利用の制限になっているんですね。だから、利用及びその制限ではないかと。この文章だと制限するというのを強く印象づけますけれども、必ずしもそうではないんでしょう。制限しなければいけないこともあるんだけれども、できるだけ一般に公開することを判断してもらうことになるから、役所の文章はこう書くのですか。

田口管理室長 国立公文書館は、一般の利用に供するということが業務の目的でございますので、資料の公開が原則です。

ですから、利用の制限をするというのは、よほどの場合でないと利用の制限ができないということになりますので、その利用の制限ということが非常に重要な事項になるということで、こういう表現を使っております。

この表現につきましては、公文書の公開基準を定めております、国立公文書館利用規則にこの表現が書かれておまして、そこから引用したものでございます。

大森委員長 そうすると、これは13条だけれども、ほかの条項はあるんですか。どこかに原則公開をうたっている条項があるのですか。全部、読むと私のような誤解が行かないとなくなっていますか。

事務局 利用規則は、ファイルの2 - 2にあります。

大森委員長 どうなっているか読み上げてくれますか。

村松国立公文書館次長 国立公文書館の次長の村松でございますけれども、それでは、利用規則でございますが、これは館長が定めるという公文書館の利用に関する一般的な規則でございます。第1条の目的としては、利用手続等を定める。利用業務というのがあります。3条に歴史公文書等は一般の利用に供するものとする。ただし、次条に掲げる場合は、この限りではないということで、公開が原則でございます。利用を制限する場合に規定している。こういったことの制限に関する重要事項を有識者による会議にお諮りするということでございます。

業務方法書をござんいただきますと、第13条の第1項第3号に、その他、館が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関する重要事項、ここで保存、あるいは利用といった重要事項一般的なことをお諮りする。

第1号は、制限ということは例外的なことでございますので、例外に当たっての重要なことはお諮りしようということで、1号と3号と書き分けているわけでございます。

大森委員長 それでわかりました。だから、業務方法書変更の趣旨だけ読むと、原則公開ということを書いてないから、そういう誤解を与えるので、規則3条でいう原則公開なんだと。その上で、この有識者会議を充実する趣旨は、原則公開の例外について制限するというのをきちっと諮るんだということが明確になっていた方が誤解を与えないと思います。

田口管理室長 それでは、そこは御指摘のとおり修正をさせていただきます。

大森委員長 私は疑問は解消しましたので、結構です。

外園委員長代理 13条の順番ですが、3が最初の方がよいと思います。

田口管理室長 個別事項を特記してバスケットクローズを最後に持ってくるという整理にしております。

外園委員長代理 結構です。

大森委員長 この一部変更につきまして、ほかに何かお聞き付きの点ございますか。

山本委員 今の点ですけれども、業務方法書の2条に基本方針というところで一般の利用に供することが極めて重要であるという基本認識が書かれておりますので、そして13条は、今、御説明のように有識者会議に諮る事項について、技術的に1、2で出して、3でその他と受けているということでもありますから、2条と13条全体を読むと外園先生の趣旨は出ていると私は理解いたしました。

大森委員長 これは、一般の利用に供することは極めて重要であるという基本認識に立ってと書けば、よりはっきりしますね。

これでもいいですし、何かそちらの方で工夫ができればしていただければと思います。この一部変更について全体として了承いたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 ありがとうございます。それでは、その旨、よろしく願いいたします。

大森委員長 一応今日お諮り申し上げることは済みましたが、お手元に第20回、第21回の本委員会の議事録がございますので、必要な修正を終了してございますので、これで公開させていただきますけれども、この議事録の公開につきまして、事務局から提案があるようでございます。

それを、お願いします。

豊田政策評価広報課長 1点御提案がございます。議事録の公開については、今、大森委員長からありましたように、委員の方々に御確認いただいた議事録を、その後の評価委員会で正式に御了承いただいた上で公開するという手続を取ってまいりましたけれども、今後はできるだけ早く公開するという観点から、御確認いただいた議事録をその後の評価委員会の開催を待たずに、実質的な了承が取り付けられた段階で公開していきたいと考えてございます。

今後、このような対応を取らせていただくということによろしいか御提案をさせていただきたいと思っております。

大森委員長 できるだけ早くに公開するというをお考えになっておりまして、皆さん方の御了承を取ることが前提ですけれども、今のような計いでよろしいでしょうか。特段に異論がなければ、そうさせていただきますといいものと思っております。

それでは、お願いします。

豊田政策評価広報課長 それでは、そのようにさせていただきます。

大森委員長 本日の評価委員会としては以上でございます。皆さん方から何か御意見等ございますか。

豊田政策評価広報課長 事務局から、今後の日程について簡単に御説明いたします。

資料14をごらんいただきたいと思います。全体の委員会でございますけれども、先ほども申し上げましたように、8月末までに国民生活センターの中期目標期間に係る業務実績の仮評価を行っていただくこととなりますので、このことも踏まえまして、次回の委員会を8月中に開催したいと考えております。

また、次回の委員会におきましては、間に合いますれば、各分科会から、各法人の平成18年度の業務実績評価、これらについての御報告もいただくことにしたいと考えております。次に分科会でございますけれども、今後夏にかけて、できますれば次回の委員会開催前に2回ほど開

催したいと考えておりました、各法人の平成18年度の業務実績評価を行っていただきたいと思っております。

また、本日これからの日程でございますが、若干の休息を取った後に、この会議室で国立公文書館分科会、5階特別会議室で国民生活センター分科会をそれぞれ開催いたしますので、御案内したいと思います。

以上です。

大森委員長 それでは、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。